

平成24年度地籍調査にご協力を

▼問い合わせ先

契約管財グループ地籍調査班
 (☎) 11111 内線262

●地籍調査とは

現在、法務局に備え付けてある土地の記録や図面の約半分は、明治時代に作成された地図をもとに加除修正されたものであるため、土地の面積・形状・地目などが実態と異なっている場合があります。

このため、市では平成22年度から旧島原市地区の地籍調査を実施しています。

地籍調査は、土地一筆ごとに所有者・地番・地目・面積などを調査しますので、土地所有者皆さんの協力が重要です。

※旧有明町地区の地籍調査は完了しています

●一筆地調査実施地区

中安徳町の一部、新湊二丁目の一部、大下町の一部、門内町の一部、札の元町の一部

※土地改良事業を行った地区は除きます

●調査結果閲覧実施地区

平成23年度一筆地調査実施地区が対象となります。対象の土地所有者には、後日お知らせします。

大下町の一部、梅園町、南崩山町の一部、船泊町の一部、秩父が浦町の一部、親和町の一部、新湊二丁目の一部

●地籍調査事業ではできないこと

所有権の移転(交換・売買・相続など)に関することはできません。贈与や売買などで所有権が変わっているのに、所有権移転がされていない場合や、登記簿上の所有者がすでに亡くなっているような場合は、早めに手続きを済ませるようお願いします。

市からの案内は、登記簿上の所有者に通知します。所有者が変わっているのに未登記の場合は、連絡が遅れたり、連絡が取れない恐れがありますので、早めに法務局で所有権移転登記の手続きを行ってください。

1 地元説明会への出席

説明会の日時・場所は、後日案内しますので、出席をお願いします。



2 一筆地調査の立ち会い

現地での立ち会いが必要となります。日時は事前にお知らせします。



3 地籍調査完了結果の閲覧

地籍調査完了後、調査結果の閲覧をお願いします。(市が指定する20日間)



5月は町内会・自治会加入促進月間です

町内会・自治会に加入しましょう!

町内会・自治会は、地域に住む方々によって運営されている一番身近な自治組織です。

現在、市内には227の町内会・自治会があり、多くの人が加入し、互いに協力し合い、支え合いながら、住みよい豊かなまちづくりに取り組んでいます。

また、いつ起こるかもしれない災害に備え、自主防災組織をつくり防災訓練を実施するなど、いざというときの備えを行い、災害に強いまちづくりにも取り組んでいます。

平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」における救出者の約8割の人が、隣り近所の人に助けられています。一番身近な町内会・自治会に加入し、隣近所との交流を深め、信頼関係を築いておくことで、いざというとき、安心して行動できるようになります。

皆さんも町内会・自治会に加入し、親睦や交流を深め、より豊かで潤いのある地域づくりに参加してみませんか。

町内会・自治会の主な活動

・地域でのふれあい…スポーツ大会、運動会など



・地域での助け合い…自主防災活動、防犯パトロールなど

・地域への思いやり…独居老人への声掛け、敬老会など

・地域の生活環境向上…防犯灯の設置・維持管理、市からの行政文書の回覧など

・地域へのやさしさ…清掃活動、緑化活動など



・歴史と文化の継承…祭り・精霊流し、伝統芸能など

町内会・自治会加入に関することは、お住まいの町内会長・自治会長または政策企画グループ秘書広報班(☎)11111 内線124へ問い合わせてください。